

事務連絡
平成28年4月4日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県私立学校主管課 御中
附属学校を置く各国立大学法人事務局

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

児童生徒等の健康診断等の適切な実施について

平成26年4月30日付け(26文科ス第96号)でお知らせしたとおり、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令(平成26年文部科学省令第21号)」が公布され、児童生徒等の健康診断に係る改正規定等については平成28年4月1日から施行されました。

については、改正に係る留意事項を今一度御確認いただくとともに、特に下記について各学校における健康診断が適切に実施されるよう御協力をお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会におかれては、所管の学校等及び域内の市区町村教育委員会等に対して、また、都道府県私立学校主管課及び指定都市教育委員会におかれては、所管の学校等に対して、周知くださるようお願いいたします。

記

1 成長曲線等の活用

座高の検査については、検査の必須項目から削除することとしたが、児童生徒等の発育を評価する上で、身長曲線・体重曲線等を積極的に活用すること。

2 四肢の状態

家庭から提出される保健調査票の記載内容、学校における日常の健康観察の情報等を養護教諭等が把握し、整理して学校医に提供する必要がある。その上で、それらの情報を参考に、学業を行うのに支障がある疾病及び異常が疑われると学校医が総合的に判断した場合、専門医等での受診を勧めるという流れをお願いしてきたところであり、これらの一連の流れを十分理解して適切に実施すること。

3 保健調査

児童生徒等の心身の状況を把握する上で、保護者による日常の健康観察が重要である。健康診断を的確かつ円滑に実施するために、保健調査の実施と合わせて、健康診断の趣旨及び健康観察のポイント等について保護者に周知し協力を得ること。

4 学校医、学校歯科医との連携

養護教諭は、健康診断の判定基準や改正に係る留意事項等について、学校医、学校歯科医と打合せを十分に行い、実施内容等の共通理解を図ること。

5 その他

学校における色覚の検査については、昨年、各教育委員会や学校に対して、様々な要望、意見が寄せられ、学校現場で混乱が生じているという報告を受けたところである。文部科学省の方針は、平成 26 年 4 月 30 日付け 26 文科ス第 96 号及び平成 27 年 12 月 4 日付け事務連絡のとおりであり、引き続き、適切な対応を図ること。

本件担当：文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課保健指導係
電話 03-5253-4111（内線：2918） F A X 03-6734-3794